

伊方町ウィークリースタンスの実施に関する Q&A

1. ウィークリースタンスの取組について

Q ウィークリースタンスとはどのような制度ですか。

A ウィークリースタンスとは、業務等を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者相互における仕事の進め方として、1週間の相互ルール、約束事、スタンスを目標として定める制度です。計画的に業務等を履行することで、業務環境を改善し、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適切な業務執行を図ることを目的としています。

Q ウィークリースタンスの対象業務について教えてください。

A 契約金額にかかわらず本町が発注する工事、設計業務、測量業務、地質調査業務、施工監理業務を対象としています。ただし、災害に関する業務、緊急を要する業務は除きます。

Q 取組内容について教えてください。

A 以下の項目について、受発注者相互で確認及び調整のうえ、取組内容を設定してください。

- ①月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない（マンデー・ノーリット）
- ②水曜日等をノー残業デーと定め、定時の帰宅を心掛ける（ウェズデー・ホーム）
- ③金曜日（休日前）に依頼をしない（フライデー・ノーリクエスト）
- ④昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチ・オーバーファイブ・ノーミーティング）
- ⑤定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）
- ⑥作業内容に見合った作業期間を確保する
- ⑦その他、任意に設定する

Q 取組期間について教えてください。

A 取組期間については、初回打合せ時（取組内容を設定した日）から履行期間の末までとしてください。履行期間を延期した場合も取組期間が延期するとして取り扱ってください。

2. (様式1) ウィークリースタンス等推進チェックシートについて

Q (様式1) ウィークリースタンス等推進チェックシートの(2) 就業時間帯について、担当によっては時差勤務を行っていますが、その場合の入力はどうすればいいですか。

A 担当者を受注者のそれぞれ主担当者の始業時間、就業時間を入力してください。

Q (様式1) ウィークリースタンス等推進チェックシートの(3) 取組内容について、①から⑥は必ず実施しなければならないのですか。

A 取組項目については、必ず実施しなければならない項目ではなく、受注者の希望する取組内容を踏まえ、初回打合せ時に調整のうえ、実施する項目を設定してください。

3. その他

Q 現在履行期間中の業務等は対象になりますか。

A 現在履行期間中の業務等は、受発注者間の協議により準用することができます。ウィークリースタンスの趣旨を踏まえ、受発注者間で協議のうえ、中間打合せ等において、取組内容を設定し、設定日(中間打合せ日)から履行期間の末まで取り組んでください。

Q 取組をしたことによるインセンティブはありますか。

A 取組をしたことによるインセンティブはありません。

建設コンサルタント等は、平成31年4月1日に施行された改正労働基準法により、罰則付き時間外労働の上限規制が適用されており、業務環境を改善することは受発注者相互で意識し、実践することが働き方改革を推進するうえで重要と考えています。なお、取組をしなかったことによるペナルティもありません。